

◆家屋敷（事務所・事業所）課税について

宇治田原町内に事務所、事業所または家屋敷を有する方で、宇治田原町にお住まいでない方は、基礎的な行政サービス（消防、防災、清掃、道路の整備等）に対して一定の負担をいただく必要性から、地方税法（第24条第1項第2号、第24条第7項、第294条第1項第2号）、宇治田原町税条例（第23条第1項第2号）の規定に基づき町・府民税（住民税）の均等割額（年間5,600円）が課税されます。

事務所・事業所とは

自己の所有または賃貸であるかは問わず、事業の必要から設けられた施設であり、そこで継続して事業が行われている場所のことを指します。具体的には個人が住宅以外に設ける診療所・事務所・店舗などが該当します。

法人格を有して事業を行っている場合や、倉庫や車庫、資材置場などは該当しません。

家屋敷とは

家屋敷とは、自己の所有または賃貸であるかは問わず、自分や家族が住むための住宅のことです。他人に貸す目的で所有している住宅や、現在他人が住んでいる住宅は該当しません。

家屋敷に自分や家族がいつでも自由に住める状態であれば、現在住んでいない場合や、複数人で共有している場合でも家屋敷を有する方に該当します。具体的には、住所以外の場所に設ける別荘やマンション、生活の本拠地を別に設けている単身赴任者が妻子を常時住まわせている住宅（実家）などが該当します。

◆申告書の書き方

家屋敷（事務所・事業所）課税に係る申告について

毎年1月1日現在において、宇治田原町内に事務所、事業所または家屋敷を有する方で宇治田原町にお住まいでない方は、地方税法および宇治田原町税条例の規定に基づき宇治田原町内の事務所、事業所または家屋敷に係る申告をお願いしています。

「家屋敷（事務所・事業所）の所在地」 (共通)

1月1日現在において、宇治田原町内にある事務所、事業所または家屋敷の所在地を記入してください。宇治田原町内に複数の事務所、事業所または家屋敷がある場合は、事務所、事業所または家屋敷ごとに申告書を記入してください。

「氏名、生年月日、1月1日現在の住所、現住所、電話番号」 (共通)

現在の住所、1月1日現在の住所（現住所と同じ場合は記入不要）、氏名、生年月日、電話番号（日中に連絡がとれるもの）を記入のうえ、押印してください。

事-1 「個人により事業が行われていた」 (事務所・事業所用)

家屋敷（事務所・事業所）の所在地欄に記入した建物で、事業が行われていた場合は該当します。個人が事業を行っていた場合は事業主の氏名を記入してください。（屋号がある場合は屋号も記入してください。）

事-2 「法人により事業が行われていた」 (事務所・事業所用)

家屋敷（事務所・事業所）の所在地欄に記入した建物で、事業が行われていた場合は該当します。法人が事業を行っていた場合は法人名を記入してください。

事-3 「事業所、事務所を伴わない独立した倉庫、資材置場、車庫等であった」 (事務所・事業所用)

家屋敷（事務所・事業所）の所在地欄に記入した建物が倉庫、資材置場、車庫などのみで事業所、事務所を伴わない場合は該当します。

事-4 「短期間（2～3か月程度）の一時的な業務に使用するために設けた仮設事務所であった」 (事務所・事業所用)

家屋敷（事務所・事業所）の所在地欄に記入した建物が短期間（2～3か月程度）の一時的な業務用に設けられた仮事務所等の場合は該当します。

事-5 「1～4のいずれにも当てはまらない場合」 (事務所・事業所用)

家屋敷（事務所・事業所）の所在地欄に記入した建物について、1月1日現在で取り壊し済や売却済の場合、事業を廃業した場合など、上記1～4のいずれにも該当しない事情があれば記入してください。

家-1 「所有者が自己または家族の居住用や別荘・別宅としていた」 (家屋敷用)

家屋敷（事務所・事業所）の所在地欄に記入した建物が、自分や家族が住むための住宅（自己の所有または賃貸であるかは問わない）であり、自分や家族がいつでも自由に住める状態であればアに該当します。自分や家族がいつでも自由に住める状態であれば、現在住んでいない場合や、複数人で共有している場合でも該当します。

家屋敷（事務所・事業所）の所在地欄に記入した家屋敷が、間借りの場合のほか玄関や台所、トイレ等が共用の下宿や寮等の場合、複数人で共有しているが自分や家族の利用に制限がある場合などは、自由に住める状態ではないため、イに該当します。

家-2 「居住用の賃貸物件（有償・無償は問わず）であり、自由に居住できる状態ではない」 (家屋敷用)

家屋敷（事務所・事業所）の所在地欄に記入した建物が、賃貸を目的に所有しており、自分が自由に居住できる状態にない場合は該当します。この場合、貸付物件に係る賃料の有無は問いません。

家-3 「取り壊し済、または他人に売却済である」 (家屋敷用)

家屋敷（事務所・事業所）の所在地欄に記入した建物が、1月1日現在で取り壊し済または売却済で、建物取壊し申告書が未提出もしくは1月1日現在で登記手続き未了の場合に該当します。取壊し済の場合は解体証明書等（写しでも可能）、売却済の場合は売買契約書等の写しを申告書の提出の際に添付してください。

家-4 「1～3のいずれにも当てはまらない場合」 (家屋敷用)

家屋敷（事務所・事業所）の所在地欄に記入した建物が、上記1～3のいずれにも該当しない事情があれば記入してください。

家屋敷（事務所・事業所）課税に係る申告書の提出先・お問い合わせ

宇治田原町役場 総務部 税住民課 住民税係 TEL.0774-88-6633 FAX.0774-88-3231

〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町大字荒木小字西出10番地 (郵便番号のみで住所省略可)